

60歳に達した職員の退職手当について（情報提供）

※定年引上げ前の定年年齢が60歳と異なる場合は、当該年齢です。

60歳に達した職員の退職手当については、次の措置がされています。

- ① 定年引上げに伴い60歳超の期間の給与が減額される職員に対し、退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）を適用する措置
- ② 60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の支給率の設定

退職手当の基本額の計算方法の特例（ピーク時特例）

退職手当は、基本額と調整額から成っています。

基本額は、基本的には退職日の給料月額に同日までの勤続期間に応じた退職事由ごとの支給率を乗じて計算されます。しかし、退職日の給料月額より多い給料月額があった場合には、それを考慮した計算になります（**ピーク時特例**）。定年引上げにより、60歳に達した日後、7割水準の給料月額となる場合や、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合にも、ピーク時特例が適用されます。

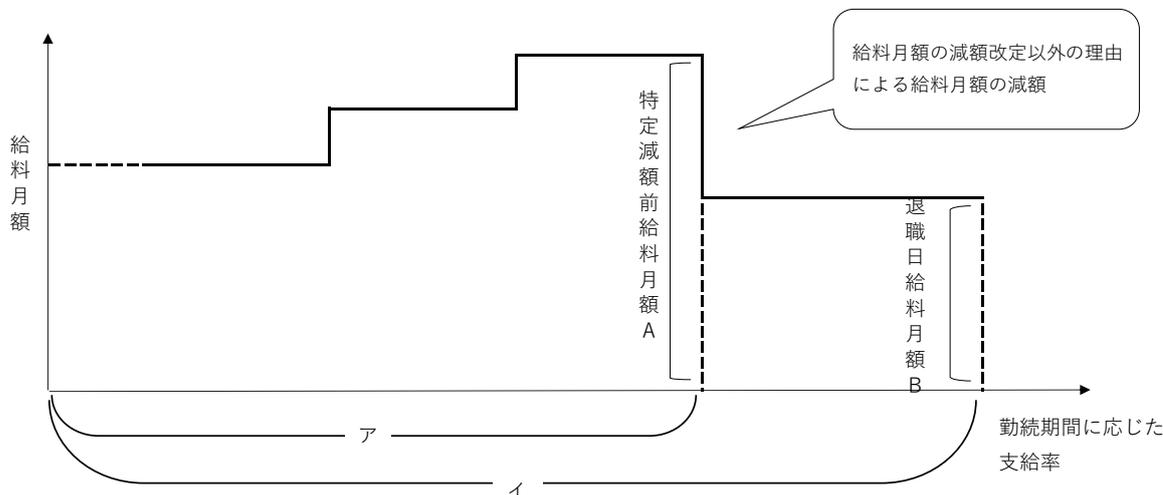
基本計算

退職日の給料月額 × 退職日までの勤続期間に応じた支給率

ピーク時特例計算

$$\begin{aligned} & \text{特定減額前給料月額(A)} \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ア)} \\ + & \text{退職日給料月額(B)} \times \left[\begin{array}{l} \text{退職日までの勤続期間} \\ \text{に応じた支給率(イ)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{減額日前日までの勤続} \\ \text{期間に応じた支給率(ア)} \end{array} \right] \end{aligned}$$

※支給率には調整率を含む。



60歳に達した日以後退職する職員の退職手当の計算例

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年」として算定されます。

※定年の定めのない者や医師職には適用されません。

計算例	60歳で退職した場合	62歳で定年退職した場合
就職年月日	平成9年4月1日	平成9年4月1日
退職日	令和7年3月31日	令和9年3月31日
勤続年数	28年	30年
退職日給料月額	6級28号給 377,558円	左の額の7割の額 (管理監督職勤務上限年齢調整額を含む) 264,291円
特定減額前給料月額	-	377,558円
支給率	定年と同じ 37.79055	定年 40.80375
退職手当の計算	$377,558 \times 37.79055$	$377,558 \times 37.79055$ $+ 264,291 \times (40.80375 - 37.79055)$
基本額	14,268,124円	15,064,486円
調整額	職務の級6級；第5号区分 43,350円×60月	職務の級6級；第5号区分 43,350円×60月
退職手当額	16,869,124円	17,665,486円

※調整額区分は、行政職給料表の適用を受ける職員が一般的に属する区分としています。

(補足) 定年前早期特例退職の措置

早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額の割増率は、当分の間、改正前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率が維持されます。(60歳～64歳の者は、給料月額は割増されません。) 早期退職募集制度は、団体によって対象年齢が異なりますので、所属団体へご確認ください。

括弧書きは 現行60歳定 年の場合	定年1年前 (59歳)	定年2年前 (58歳)	定年3年前 (57歳)	…	定年14年前 (46歳)	定年15年前 (45歳)
	割増率	3%	6%	9%	…	42%